

令和6年2月20日

各警察署長 殿

生活安全部長

「警察官立寄所」標示板の設置基準及び運用方針について（通達）

「警察官立寄所」制度については、生活安全部長通達「『警察官立寄所』標示板の設置基準及び運用方針について」（令和4年1月19日付け、生企発第53号。以下「旧通達」という。）により、金融機関、コンビニエンスストアをはじめとする強盗等の凶悪犯罪の発生が予想される対象に対し、「警察官立寄所」標示板を掲出して、警察官の立寄り防犯指導等を推進しているところであるが、同制度の意義等について再徹底し、下記のとおり、効果的な防犯対策を推進されたい。

なお、旧通達は廃止する。

記

1 「警察官立寄所」制度の意義

強盗等の凶悪事件の被害対象となるおそれがある業種において、事業者の自主防犯を基本として、警察との連携強化により犯罪防止を図るもの。

2 設置基準

次のうち、凶悪犯罪が発生した場合に、人の生命・身体に危害が及ぶおそれがあり、かつ、現実的に警察官による立寄りが可能な対象について、警察署長が犯罪の発生状況や地域の特殊性等を総合的に判断し、職域別に設置する。

- (1) 金融機関、ぱちんこ店、ぱちんこ景品交換所、コンビニエンスストア、深夜スーパー、深夜営業ガソリンスタンド等の強盗事件等の凶悪犯罪の発生が予想される対象
- (2) 美術館、博物館等で、美術品、文化財等を保管している対象
- (3) その他、「警察官立寄所」として必要であると認められる対象

3 運用方針

- (1) 「警察官立寄所」を設置した際は、管轄警察署において警ら要点に指定し、警察官による立寄り警戒活動及び防犯指導を行うとともに、職域防犯団体を通じて防犯対策を推進すること。
- (2) 別記様式「警察官立寄所名簿」を作成し、整備すること。
- (3) 「警察官立寄所」設置対象に対し、「警察官立寄所」標示板について、店舗等の出入口付近において外部から視認できるよう掲出する旨を指導すること。

4 留意事項

（省略）

担 当：生活安全企画課（地域安全推進係）